

『土工記』にみる河川の維持管理と松江藩の藩政改革

東谷 智

はじめに

『土工記』は、河川の維持・管理に関わる職務マニュアルで、土木工事に関する技術書として高く評価されている⁽¹⁾。筆者は、『松江市史』史料編の編纂過程において、『土工記』の校訂をするともに、内容の検討を行った⁽²⁾。本稿では、『土工記』成立期の松江藩政の展開や筆者富永庄助の経歴を考慮に入れたつ、『土工記』の位置付けについて再検討したい。その上で、技術書としての側面のみならず、地方書としての側面を『土工記』が持っていたことを明らかにしたい。

一 『土工記』の概要

『土工記』は、宝暦九年（一七五九）に、普請奉行である富永庄助によって執筆された。『土工記』は全五冊で構成されており、うち二冊は文字のみであるが、三冊は川図が描かれている⁽³⁾。『土工記』にはどのような事項が記載されているのかを見ておきたい。【史料1】は『土工記』「五」の冒頭部分であり、文字のみの例である⁽⁴⁾。

【史料1】

意宇郡

風土記意宇川

一、熊野川

熊野村

三社権現前東川辺大石を境梵杭

川長弍千三百式拾間

両土手八百四拾間 但、山川土手故高不定

西土手七十間 九十間 六十間 八十間

内 八十間

東土手百九十間 八十間 百二十間

七十間

西岩坂村

川長千三拾間

両土手六百二十間

内 西土手弍百九十間

東土手三十間 弍百弍十間 八拾間

東岩坂村

川長五百九拾間 但、土手無し

日吉観音堂前 外百七十間中土手出来増

鯰尾土手百七十間 弍間三尺 高平 老間弍尺

平 弍間 根七間

日吉観音堂前水当荒久、家地運土手危故天明四

辰年新製 (後略)

『土工記』は郡単位で記載され、複数の郡を一冊にまとめている。また、各郡内では川ごとに記述が分かれている。引用したのは意宇郡の熊野川についての記載であり、熊野村、西岩坂村、東岩坂村の順に書かれている。つまり、上流から下流に向けて河口の中海までの記述が進んでいく。盛り込まれている情報は、川の長さ、土手の長さや高さなど、河川の維持管理に関する基礎

的な情報であり、これらの情報は村単位で記載されている。

熊野川は右岸、左岸ともに同じ村であるため、各村には両岸の土手（「西土手」と「東土手」）の数値が書かれているが、両岸で村が違う場合は【史料2】のような記載になる⁽⁵⁾。

【史料2】

上朝山村
海地五百五拾間

馬木村

本土手九百弍拾五間
横土手七十四間
海地五拾間

馬木村

土手弍百三十間

光明寺前舟渡場三拾五間

上古志村

本土手六百五間

上塩治村

土手五百九拾間

馬木境より下内ノ袋通り
本土手弍百弍拾七間

神門塚筋下畑ヶ鼻ヨリ

矢田家地上二而

川内より一間一尺
高田より一間一尺
根七間

町頭通り下古志境迄
べ八百三拾弍間

上古志村

(後略)

(後略)

【史料2】は、神門郡が記載されている『土工記』「三」から引用した古志川（神戸川）に関わる部分である。【史料1】と同様、上流から下流へ記載されているが、上下二段に分かれて書かれている。これは、上朝山村、馬木村、上塩治村、上古志村とある上段が右岸、馬木村、上古志村とある下段が左岸を示している。書かれている情報は【史料1】と共通しており、村ごとに記載されている点も同様である。

なお、川図は、【史料1】【史料2】とは異なるパターンで、文字のみでは

情報を書き切れない場合に川図が作成されたと考えられる。川図は、上流から下流に向かう図で、必要な情報を文字で加えるスタイルを取っている（文末の図参照）。

以上検討したように、『土工記』には普請奉行が必要とする情報が川ごとにまとめられている。また、土木工事の際に必要な部材の算出方法や、縄の結び方など、土木技術に関わる情報が書かれ、技術書としての側面も併せ持っている。河川の維持管理に関わる普請奉行の職務マニュアルと言えよう。なお、「家地運土手危故天明四辰年新製」⁽⁷⁾の様に、宝暦九年の『土工記』成立後の状況が記されている点も指摘しておきたい。この点は「三」『土工記』の改訂で検討する。

二 『土工記』の成立

「一」『土工記』の概要で検討した点を踏まえ、『土工記』の成立過程をもう少し丁寧に検討してみたい。『土工記』全五冊は、表紙に「壹」「廊」「弍」「三」「五」という通し番号が付されている。先に見た川の情報は「弍」「三」「五」に見られるものであり、「壹」「廊」には個別の川の情報は含まれず、全体の総論となるような文章が記載されている⁽⁸⁾。「壹」の冒頭には、富永庄助の序文がある。序文から富永庄助が『土工記』を執筆した理由を探ってきたい。

富永は、出雲国の川について「居民良田に害を為すこと少なからざるなり」と記しており、川が「害」となること、すなわち水害の原因になることを意識している。具体的には、「井田、稼ぎを失い、居民、溺死の憂いに罹る」と、水害になると田からの収穫がなくなり、百姓の収入がなくなることと、水害による人的被害が生じることを「害」と認識している。また、「あらかじめそ

の防ぎを設く、すなわち治水対策を普請奉行の最重要任務と記しており、普請奉行として強い責任感のもと『土工記』を執筆したことがうかがわれる。

また、序文の最後には、「昔に宝曆^{（宝曆九年）}己卯曆初め、「繩墨」より「教閱」まで終わるに筆す」とある。富永は、職務マニュアルを内容ごとに分類し、「繩墨」「材木」「丁場」「小人」などの項目ごとに様々な技術的な点や心構えを説いている。ただし、「繩墨」から「教閱」はすべて「壺」に含まれている。また、「教閱」の項目の最後には「終」とあることは、「教閱」まで書き終えたのち、序文を書いたという先の記述にも合致する。つまり、宝曆九年に富永庄助が書いたのは「壺」のみである。

ではなぜ宝曆九年に富永は「壺」を執筆したのだろうか。『土工記』には、「宝曆九卯、奉行より申談控」という注記がある文書が収録されている。この文書は、普請奉行への指示が書かれており、【史料3】はその一部である⁽⁷⁾。

【史料3】

御普請方古来より之手懸り場所、此度相改印杭打、猶又帳面ニ其場所・^⑧界・川筋之間敷・土手之長サ等迄相記、御用所へ差出置候間、以来此定之外少しも手懸之儀無用之事ニ候、万一定之外不得止事村方願之場有之候へハ、御用所へ申達御差図ヲ以取揃之事

文中にある「印杭」は、『土工記』の川の情報にしばしば含まれ、川における村境などを示すものである。「帳面」には「印杭」の場所と何の境か、川筋の間敷・土手の長さなどを記すように指示されている。これは、1で検討した事項と合致することから、「帳面」は川の情報が含まれる『土工記』のうち三冊（「弐」「三」「五」）の冊子を指している。

さらに、この「帳面」は御用所へ提出されたことから、普請奉行が管理する台帳ではなく、御用所で管理されていた河川に関する台帳である。また作成した台帳（「帳面」）の提出を御用所が求めており、富永庄助が『土工記』の「壺」を書いた背景、および「弐」「三」「五」の「帳面」が作成された背景には、藩政を主導する御用所の意向が働いていたことがあったのである。

【史料3】には「以来此定之外少しも手懸之儀無用之事ニ候」とあり、普請奉行の管轄（「手懸之場所」）は、「帳面」で規定されたことに限定することとなり、それ以外の場所については、御用所が普請奉行に指示をすることとなった。つまり、宝曆九年には、普請奉行が管轄する範囲が「帳面」によって確定したのである。では具体的な管轄範囲とは何であろうか。

【史料4】

廊普請ト云ハ元来高役場所成、御普請近辺ニ及大破たる高役場ありしを、役所之取斗トシテ公物ヲ以廊ニ取繕ひ遣す場所也、畢竟筋なき事也

【史料4】は『土工記』「三」の冒頭部分である⁽⁸⁾。「高役場所」とは、土木工事が行われた際、受益負担者である村がその費用を負担する場所であり、「御普請」とは費用を藩が負担する公共工事である。本来地域が負担する「高役普請」にもかかわらず、「御普請」すなわち公共事業として公金が投入される普請が問題視され、その普請を「廊普請^{（ひょうしん）}」と呼んでいる。「廊」とは「新たに付け加えた」という意味である。本来公金を投入すべきではない余分な普請に公金を投入している現状を、何とか打破することが御用所の意図であったのである。したがって、御用所は、「印杭」の調査を行う事をきっかけとして、「御普請」箇所の精選を求めていたのである。その理由は、『土工記』

「式」において「元方第一」「メリ合」（儉約）という言葉が多用されていることから明らかな様に、藩財政（「元方」）の儉約の一環として河川行政の見直しが行われていたと言えよう。

上記の検討により、『土工記』は財政規律の見直しという政策が推進される中で、①普請奉行の職務マニュアル（「老」）と②普請奉行の管轄を示す御用所の台帳（「式」→「五」）として作成されたのである。

三 『土工記』の改訂

御用所の「帳面」（「式」→「五」）を見てみると、「寛政六寅三月御普請方より内取普請有之」⁽⁹⁾などと、宝暦以降の普請について追記が見られる。追記の下限は天保一五年（一八四四）であるが⁽¹⁰⁾、御用所で河川の管轄台帳が更新・改訂されていたことがうかがえる。

「帳面」の追記に注目すると、寛政三年（一七九一）の注記には、「奉行衆土工記ニ付帳有之度由、印置候事」⁽¹¹⁾とあり、①『土工記』と呼ばれる書籍があること、②御用所の「帳面」が『土工記』と呼ばれている事が判明し、③普請奉行の指示によって注記をする下級官僚の存在がうかがえる。普請奉行からの情報に基づいて、御用所で『土工記』を適宜改訂していくという管理が行われていたのである。

先に見たように、『松江市史』収録の『土工記』は五冊本である。宝暦九年に成立した四冊本の『土工記』はどのように五冊本となったのであろうか。追加されたのは「廊」と呼ばれる巻である。「廊」には、「メリ合害を論ず」として、以下の様に述べられている⁽¹²⁾。

【史料5】

凡而当役所害有事多し、是を知て慎守り、殿合は自から可相立、仍而左に害を尽して奉行之秘録とす

宝暦九年以降推進されてきた「メリ合」がもたらした弊害について述べた箇所である。普請奉行所では弊害が多いとして、その弊害を知って守ることにより、普請奉行所の儉約が成り立つとしており、弊害について記した「廊」の冊子は普請奉行の「秘録」にすると述べており、御用所で管理された台帳とは別に管理されたと考えられる。

また弊害については、以下の様にまとめている⁽¹³⁾。

【史料6】

年分郷中ニ居て御願の普請多し、対するものハ土民也、更ニ慎へき人もなし、善悪の顕るゝ事薄きかゆへに、奉行を始諸役人怠り生し安し、下としてハ馴合あり、是よりして鬮員の普請有て自然与不同有之事也

治水対策は、藩領の人々が生活するために必要な施策である。藩領の人々の生活が成り立つことを保証するのは、領主の勤めであり、仁政の根幹である。「鬮員の普請」があり、地域によって異なる治水対策（「不同」）が万が一（「自然」）行われるとしたら、平等な河川行政が行われず、藩領の人々に仁政が行き届かない事態が生じることになる。その理由として挙げられているのが、普請奉行を始めとするすべての役人の「馴合」だとしている。

地域からの年貢を藩が集め、必要な箇所に資本を投入するという適切な「富の再配分」が藩の行政には求められている。にもかかわらず、均質な河川行

政において生じている弊害をどうなくすのか、これが「廊」の冊子が追加で書かれた理由である。

①「廊」には宝暦一一年の事例が含まれること、②分類分け（「繩墨」「小人立」「材木」「丁場」など）が「老」に対応していることから、「老」の成立（宝暦九年）の後、富永の手によって「廊」が追加されたと考えられる。富永は、河川行政を管轄する立場から、宝暦九年以降実施された河川行政の実施状況を精査し、財政規律の観点から問題点を指摘した冊子（「廊」）を作成した。「廊」は普請奉行所で管理されたものの、その後五冊本の『土工記』として再編成されたのである⁽⁴⁾。

四 富永庄助とは

『土工記』の筆者である富永庄助は、宝暦九年（一七五九）からの財政規律に基づく河川行政を推進するのみならず、その問題点を指摘した「廊」を作成するなど、藩領全域における均質的な河川行政の実現に尽力した。また、藩中枢部が実施しようとしている藩財政の改革について十分熟知している様子⁽⁵⁾がうかがえる。こうした能力を発揮した富永庄助とはどういった人物であろうか。富永庄助の履歴をもとに、官僚としての富永について検討して行きたい⁽⁶⁾。

富永が普請奉行に就任したのは、宝暦六年（一七五六）閏一月一二日である。宝暦九年七月一日には、「出精相勤付而御帷子被為拝戴之」とあり、藩主から褒美として帷子を拝領している。藩士は、その時々の働きに応じて藩主から褒美をもらうことがあり、藩が管理する藩士の管理台帳にその事実が記載される。いわば、『列士録』の様な履歴を集積した台帳からは、人事考課を知ることができる。富永の褒美は「出精」を理由としているが、今まで

の検討により、『土工記』「老」の執筆⁽⁶⁾や、『土工記』「式」「三」「五」の整備が理由であったことは想像に難くない。また、同年一月二八日には、普請奉行を勤めながら、勘定奉行（御勝手方）も兼任している。普請奉行として河川行政のトップに就きながら、藩財政を管轄する勘定奉行に就任していることは、「メリ合」（儉約）を基調としつつ河川行政の刷新を図るために格好の兼職であり、富永が河川行政と藩財政の双方について相当の能力を持っていたことを示している。

その後も富永は度々の褒賞を藩主から受けている。宝暦一〇年九月二六日には「普請方の儀出精に付いて御上下これを下さる」とあり、袴を拝領している。また、宝暦一二年四月一六日の項には以下の様に記されている。

【史料7】

普請方諸絵図等明細ニ仕立、度々差出之、後來ニ至御普請方勤之元立与相成御役分、至而深切之趣委達御聴之旨被仰渡、御裕被下之

その後の普請奉行所行政の基礎（「後來ニ至御普請方勤之元立」）となる基本的な書類を整備したことを理由として、裕を拝領している。河川行政における富永庄助の功績の大きさを物語るものである。

宝暦一二年八月二三日には、富永は普請奉行・勘定奉行から用人へ昇任している。普請奉行所の整備を終えた後、普請奉行や勘定奉行の上に立つ用人の立場から藩政に取り組むこととなった。富永は用人としても能力を発揮した。宝暦一四年四月九日には、「御勝手方出精相勤段達御聞、御上下一具被下之」とあり、用人として藩財政（「御勝手方」）に手腕を発揮した様子がうかがわれる。

注目したいのは、明和五年（一七六八）六月一日の記事である。

【史料8】

此度御立派御用懸被仰付処、別而打込出精相勤付而、御役料之内高二結、御加増二十石被下之、都合百五拾石

藩からもらう給分の加増を受けているが、その理由として「御立派御用懸」を勤めたことが挙げられている。富永庄助は、明和四年から始まる藩政改革（「御立派」）において、財政改革を担当したのである。明和六年一月一日、用人在職のまま富永は死去するが、晩年は用人という立場で藩の中枢に位置し、財政改革に取り組んでいたのであった。

富永庄助は普請奉行として土木行政の最前線を熟知し、藩の儉約に応えつつ、土木行政の基礎を確立した。一方で藩財政を管轄する勘定奉行としての働きもみせていた。すなわち、土木官僚のトップと財政官僚のトップを兼任する立場から藩政に取り組んでいたのである。富永庄助が行った普請奉行所の「べり合」は、藩中枢部の意向を受けて河川行政の現場で実施した施策であり、言わば下からの改革と言えよう。富永が御用人として「御立派」改革に関わっていくが、これは、現場をよく知る富永の経験を活用して改革が行われたと評価できる。つまり、「御立派」改革は藩中枢部のかけ声のみで実施されたのではなく、地方支配の現場から様々な知恵を吸収して行われたと考えられる。富永はその一例であり、おそらく富永のような有能な地方官僚の登用が他の藩士にもあったと思われる。

おわりに

『土工記』とその筆者富永庄助を手懸かりにしつつ、地方支配に関わる有能な実務官僚を活用しつつ、藩政改革が行われる様相を見てきた。こうした動きを松江藩以外の事例も加味しつつまとめおきたい。一八世紀半ばになると、各地では有能な地方官僚が生まれ、多くの職務マニュアルを作成していた。こうした書籍は「地方書」と呼ばれ、地方役人の職掌が明文化されていた。「地方書の時代」といっても良い状況が各地で生まれていたのである。

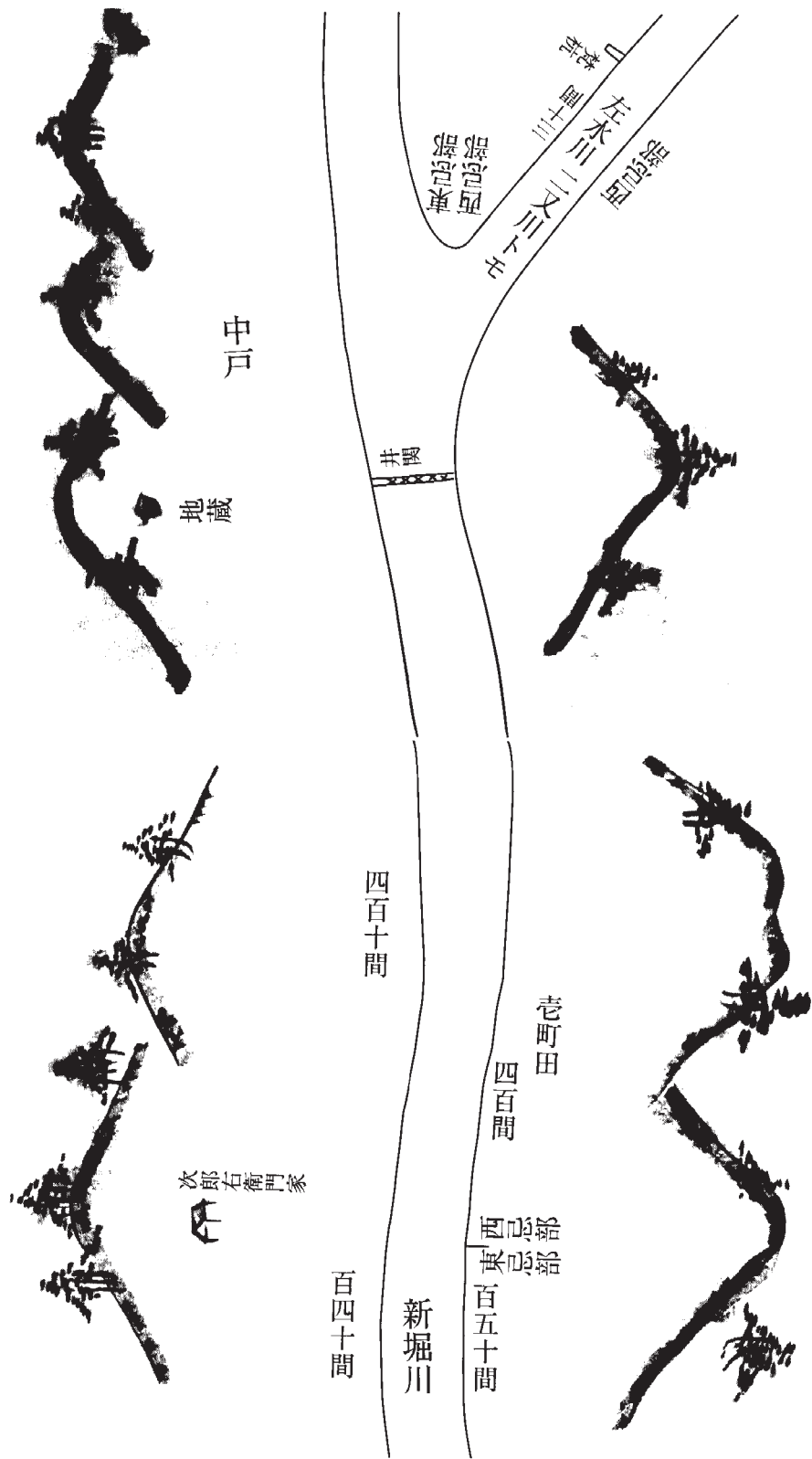
現場を熟知する実務官僚によって行政運営が行われると言うことは、行政機構の成熟を意味する。江戸時代中後期の藩政改革は、成熟した行政機構を前提とし、地方行政に明るい有能な実務官僚を登用しつつ、行政機構の改編や財政規律の実施が行われていったのである¹⁷⁾。

注

- (1) 吉野蕃人『土工記』に見る河川整備（乾隆明編著『松江藩の時代』山陰中央新報社、二〇〇八）。
- (2) 『松江市史』史料編5近世1（松江市、二〇一一）。以下本稿では単に『市史』と略記する。
- (3) 『市史』では、すべての川図について、トレース図を作成し本文中に掲載している。また、口絵には川図の一部をカラー写真で、巻末には白黒写真で全点を掲載している。
- (4) 『土工記』「五」（『市史』八〇一頁）。以下の引用において、読点を打ち直すなど若干の修正を行った箇所がある。
- (5) 『土工記』「三」（『市史』七七一頁）。
- (6) 以後「川の情報」という場合は『土工記』の「式」「三」「五」に含まれる情報を指す。
- (7) 『土工記』「巻」（『市史』六九一頁）。
- (8) 『土工記』「三」（『市史』七三七頁）。
- (9) 『土工記』「三」（『市史』七九二頁）。

- (10) 『土工記』「三」(『市史』七六八頁)。
- (11) 『土工記』「五」(『市史』八〇〇頁)。
- (12) 『土工記』「廊」(『市史』七〇六頁)。
- (13) 『土工記』「廊」(『市史』七〇七頁)。
- (14) 『市史』が底本とした吉野家本には、「天保十五辰二月写之分、文久二戊正月其俣写置追而考量之事」との記述が『土工記』「式」の末尾にある(『市史』七三六頁)。このことから、少なくとも天保一五年には五冊本の『土工記』が成立していた。
- (15) 『松江藩列士録』第一卷(島根県立図書館、平成一六年)五六四頁。以下、富永庄助の履歴についてはすべて『松江藩列士録』が出典である。また適宜読点を加えた。
- (16) 『土工記』の序文には、宝暦九年の初め(「宝暦己卯曆初」)に書き終えたという、七月の褒賞以前に『土工記』は完成している。
- (17) 本稿で検討したような藩政改革が実施される背景とその過程について、かつて概説したことがある(拙稿「転換する社会」(藤井讓治他編『日本の歴史』近世・近現代編、ミネルヴァ書房、二〇一〇))。
- さしあたり具体的な事例としては、越後長岡藩を素材とした拙稿「近世中後期における地方支配の変容―越後長岡藩の割元を中心に―」(『日本史研究会』四七五号、二〇〇二)、「越後長岡藩における割元と地域社会―宝暦・天明期を中心に―」(『近世・近代の地域社会と名望家 Ⅰ』(井上円了記念助成共同研究二〇一二年報告書、東洋大学))を参照のこと。
- 〔付記〕 本稿は、二〇一三年四月八日、松江市史講座としての講演『土工記』にみる河川の維持管理と藩政改革」をもとにしている(於松江市総合文化センター)。学術論文の体裁を整えたため、適宜説明の加除を行ったが、論旨に変更はない。また、『市史』に掲載されている「解説」(五六〇―五八頁)よりも詳細な分析を加えている。
- なお市史講座に先立ち、講演の概要が『山陰中央新報』(二〇一三年四月八日)に掲載されている。

(ひがしたに さとし 甲南大学文学部教授)



【図】『土工記』「五」(『市史』811~812頁)